

(第一類 第五号)

第八十回国会

大蔵委員会

議録第十四号

(110六)

昭和五十二年三月二十五日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 小渕 恵三君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 敏君

理事 保岡 輿治君 理事 山下 元利君

理事 佐藤 鏡樹君 理事 山田 耻目君

理事 坂口 力君 理事 行彦君

愛知 和男君 行彦君

大石 千八君 宗一君

後藤田正晴君 嘉吉君

砂田 重民君 勝嗣君

玉沢徳一郎君 啓介君

丹羽 久章君 啓介君

原田 審君 啓介君

村山 達雄君 啓介君

山崎武三郎君 德夫君

伊藤 茂君 刀柳館正也君

大島 弘君 関谷 勝嗣君

川崎 寛治君 大助君

小林 只松 正巳君

高橋 高望君 喜一君

貝沼 次郎君 稔君

永原 宏君 稔君

出席國務大臣

大蔵大臣 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高鳥 修君

大蔵大臣官房長 長岡 實君

大蔵省主計局次長 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 大倉 真隆君

議員 坂口 耻目君

委員外の出席者

議員 员 山田 力君

大蔵委員会調査 末松 紹正君

委員の異動

三月二十五日

辞任

千八君

葉梨 信行君

山下 德夫君

山中 貞則君

永原 稔君

関谷 勝嗣君

小泉純一郎君

玉沢徳一郎君

中西 啓介君

刀柳館正也君

刀柳館正也君

同月二十四日

補欠選任

大石 千八君

山下 德夫君

山中 貞則君

永原 稔君

関谷 勝嗣君

小泉純一郎君

玉沢徳一郎君

中西 啓介君

刀柳館正也君

刀柳館正也君

○小渕委員長 これより会議を開きます。
この際、理事の補欠選任についてお詫びいたします。
されましたので、理事が一名欠員となつております。
その補欠選任につきましては、先例によります
して、委員長において指名いたしたいと存じます
が、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小渕委員長 御異議なしと認めます。よって、
小泉純一郎君を理事に指名いたします。

は本委員会に付託された。
同月二十五日

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村

山喜一君外九名提出、衆法第一四号)

その補欠として小泉純一郎君が理事に当選した。

同月二十四五日

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(村山

喜一君外九名提出、衆法第一四号)

同月二十六日

法人税法の一部を改正する法律案(村山

喜一君外九名提出、衆法第一四号)

同月二十七日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(村山

喜一君外九名提出、衆法第一四号)

同月二十八日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(村山

喜一君外九名提出、衆法第一四号)

同月二十九日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(村山

喜一君外九名提出、衆法第一四号)

同月三十日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(坂口

力君外四名提出、衆法第一四号)

○山田(耻)議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されております有価証券取引税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

インフレ物価高騰の中で、不況の長期化によつて實質収入は半年以上も連続で低下し、失業者は百万人台を推移しており、まさに勤労者層、低所

得者層に生活難が集中し、生活の格差が拡大しているのが現在の状況であります。

このような状況の中で、政府はつい先日まで、勤労国民すべての願いである一兆円所得税減税を、財政危機を口実にして、わずかに三分の一の三千五百三十億円のミニ減税にとどめようとしていたのであります。これではインフレによる名目所得の上昇を考えれば明らかに実質増税となつてゐるであります。しかもその減税方法は、わが党がこれまで繰り返して提案してきました、低所得層に有利な税額控除方式を採用せず、相も変わらぬ人的控除の部分的積み増しによる課税最低限引き上げ方式であり、これは高額所得者層により大きな減税効果が及ぶ不公平な方式であります。

このような状況の中でも、日本社会党を始めとする五野党が、国民の強い要望を背景にして、一教団結して、一兆円減税の実施を政府に迫ったために、やむを得ず、政府も、新たに税額控除方式による三千億円の減税の実施に踏み切ったのが今日までの経過であります。減税問題についての与野党合意の内容は、減税規模、不公平税制の是正、給付金の方針など、わが党の一兆円減税の主張あるいは五野党共同案と比べ、十分なものとは言えないであります。減税規模、不公平税制の是正による課税最低限引き上げ方針による課税最低限引き上げ方式など、これが党の一兆円減税の主張あるいは五野党共同案と比べ、十分なものとは言えないであります。予算修正の道を開き、從来、わが党が主張していた低所得者層に有利な税額控除方式による減税を採用してきたことなど、これらは不公平税制は正の展望を切り開くことになつた点を評価してきましたのであります。

このように、所得税減税においては、一定の前進を見たのであります。それ以外の面では、政府が提出しております税制改正案の内容は、端的に言つて失望の一語に尽きるものであります。

政府の来年度税制改正案においては、来るべき成長の時代に向けての税制の抜本改革の視点が全く欠落しております。

現在の財政危機を克服するためには、大企業、大資産家優遇の現行税制を抜本的に改革することなくして不可能であり、大企業、大資産家の税負担を高めるべきであります。来年度はその出発点

とすべきであります。

政府案においては増税対策として、利子配当源泉分離税率、源泉徴収率の若干の手直しが行われようとしておりますが、利子配当の総合課税を一日も早く採用せよといううわが党の主張から見ると、むしろ優遇措置を温存する姿勢と言わねばならないであります。

企業課税関係の特別措置の整理もさへて不十分であり、交際費課税の是正や、特別償却や準備金の若干の見直し、そして金融保険業の貸倒引当金の制限強化が挙げられている程度であります。

このほか、企業優遇税制として、近年、批判の高まっている法人の配当課税率や受取配当の益金不算入などの廃止問題は全く取り上げられておりません。また、退職給与引当金の是正も含まれてないのであります。

そうして、現行の不公平税制を是正して、取るべき所より税を取るという姿勢がありません。また、このように不公平税制の抜本的は是正を放置していいのであります。

インフレと不況の中で、深刻な事態に置かれていたまま、安易な特例国債の発行を行なうことは、国民を二重、三重の生活難に追い込むことになるのであります。

インフレと不況の中で、深刻な事態に置かれていた点を評価してきましたのであります。

このように、所得税減税においては、一定の前進を見たのであります。それ以外の面では、政府が提出しております税制改正案の内容は、端的に言つて失望の一語に尽きるものであります。

政府の来年度税制改正案においては、来るべき成長の時代に向けての税制の抜本改革の視点が全く欠落しております。

現在の財政危機を克服するためには、大企業、大資産家優遇の現行税制を抜本的に改革することなくして不可能であり、大企業、大資産家の税負担を高めるべきであります。来年度はその出発点

は、一つには、給与所得控除の青天井であり、二

つには、有価証券譲渡所得の年間取引五十回、二十万株未満についての非課税制度、三つには、配当控除制度であるうと考えております。これらはいずれも高額所得者優遇の制度であり、早急に是正しなければならないものであります。

また、ここで取り上げております有価証券取引税も、現在、税率はきわめて低く抑えられており、資産家優遇の制度であると申さなければなりません。

有価証券を譲渡した場合、何十億もの所得があつてもわずか〇・三%のきわめて低い税率の有価証券取引税しか課税されないという不公平な税制では、政府みずから納税道義の低下に一役買つていると言わなければなりません。

この認識に立つて不公平税制は正の一環として、有価証券取引税につきましてはその税率を大幅に引き上げる必要があると判断したのであります。

その内容は、株式等を譲渡した場合の税率を現行の三十六にそれぞれ引き上げることといたしておられます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正案は、法人税についても負担能力に応じた課税を行うため、現行の比例税率を廃止し、所得区分による超過累進税率を採用するとともに、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に税率の改正であります。この改正案は、法人税についても負担能力に応じた課税を行うため、現行の比例税率を廃止し、所得区分による超過累進税率を採用するとともに、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

す。

一方、軽減税率の適用幅を拡大し、資本金額等が一億円以下である法人の所得の金額のうち百分の二十八の軽減税率の適用を受ける所得の金額を、現行の七百万円以下から、一千万円以下に改めることとしたしております。

第二に、現行の受取配当の益金不算入制度は、法人間の配当について二重課税を防止するという見地から設けられているものであります。大法

人の株式投資が増大し、その持ち株比率がきわめて高くなっている現在におきましては、いたずらに大企業の税負担を軽くする制度となつておりますので、これを廃止し、配当金はすべて課税所得の中に含めることといたします。

第三に、法人の寄付金につきましては、資本金算入が認められることとなつておりますが、昨今では資本金または所得の増大によりその限度額が相当巨額となり、法人の寄付金支出を容易にしております。そこで改正案におきましては、両基準をいすれも大幅に引き下げて、適正な限度といたしておられます。

第四に、法人の貸倒引当金の繰り入れ限度は政令で定められておりますが、そのうち、金融及び保険業につきましては、貸し金の千分の八の繰入率となつております。金融機関等の貸し倒れがきわめて少ないことは周知の事実であり、それに対する現行の繰り入れ限度ははるかに多額となつて現行の繰り入れ限度ははるかに多額となつており、これでは利益留保の色彩が濃厚でありますから、直ちにその繰入率を千分の五に引き下げる

こととし、また、その他の業種につきましても、資本金一億円を超える法人については、同様の理由により、現行の引当率の八〇%まで一律に引き下げるこことし、これを本法に規定することとしているのであります。

第五に法人の退職給与引当金課税については、引当金は準備金と異なり、企業会計上正當なものと認められ、法人税法に規定されたものとして、異なつた取り扱いが必要とされていましたが、実態は

租税特別措置によるものと変わらないのであります。退職給与引当金は、大企業が最も多く利用しているものの一つであり、内部留保金ないし営業資金として利潤増大に役立てられております。

退職給与引当金の昭和五十年度残高は四兆二千四十二億円という巨額なものになっており、従業員が一齊に退職した際の退職金の二分の一を引当金に計上するというやり方は、適切とは言えないのです。したがって、資本金一億円を超える法人の退職給与引当金の損金算入限度額を現行の百分の五十から百分の二十五に引き下げるこ

いたしております。

第六は、資本金額等が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社については、欠損金の繰り戻しによる還付を行わないこととするものであります。

企業が赤字を出したときなどに払い戻される法人税は、このところ大幅にふえており、法人税の還付（払い戻し）は、昭和五十年一月から一二月分で三千七百四十九億円、昭和五十一年一月から一二月分で二千八百十七億円にも上っております。その中でも、大法人の占める比率は高いものになつております。

言うまでもなく、大企業は、さまざまの税法上の優遇措置を受けており、それがわが国の税体系をゆがめ不公平を拡大してきており、それに対する国民の怒りも大きなものとなつてきておるのであります。今日の深刻な財政危機の中で、さらに歳入欠陥に拍手をかけるこのように制度は、一般的国民感情から見て、また、税負担のバランスから見て、大法人には適用しないことといたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現在三大不公正税制と称されている利子配当課税の特例、社会保険診療報酬課税の特例及び個人の土地譲渡所得課税の特例のすべてについて徹底的な是正を行ふとともに、大企業と中小企業の税負担に大きな差をつけている支払

い配当課税制度を廃止する等の改正を行おうとするものであります。

まず第一に、利子配当課税であります。現行の源泉分離選択課税制度、確定申告不要制度等は、資産所得優遇の最たるものであり、所得本来の姿である総合課税の原則に反するものでありますから、これを廃止することといたしております。

第二に、医師の社会保険診療報酬課税の特例につきましては、昭和四十九年十二月に税制調査会から具体策を示して答申があつたにもかかわらず、政府は改正を見送っております。答申案は不完全なものでありますので、この際、税の不公正を是正するため、社会保険診療報酬の課税の特例については、これを廃止することといたしておりますが、その立法の経緯にかんがみ、政府に昭和五十三年三月三十一日までに抜本的な社会保険診療報酬の適正化を行うことを求めて、施行日を昭和五十三年四月一日からといたしております。

第三に、個人の土地譲渡所得課税につきましては、長期譲渡所得に対し一段と課税の強化を図ることといたしております。すなわち、短期譲渡所得に対する重課制度はこれを存続し、長期譲渡所得に対するは、譲渡益二千万円以上の部分については全額総合課税とすることといたしております。

第四に、法人の支払い配当課税制度につきましては、この特例が、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献せず、いたずらに大企業の税負担を軽減する役割りしか果たしていないことにかんがみ、この制度を全廃することといたしております。

第五に、交際費課税につきましては、社用支出の実情にかんがみ一層の強化を図ることとし、損金算入限度額の定額部分を三百万円に引き下げ、限度超過額の全額を損金不算入することといたしております。

第六に、現行の各種の準備金制度は、将来に予期される偶発的損失や危険に対応して、多額の留保利潤を非課税のまま社内に蓄積しておく手段

で、いわば将来の費用の繰り上げ計上であります。実際には、現実に発生する損失額を上回つて過大計上される傾向が顕著となっております。したがって、実際の費用的支出を上回る計上分は、利潤の免税もしくは国からの補助金的支出と同じ効果を持つことになつておらず、利益隠しであるとの批判もあり、制度の既得権化の問題が現実化しております。弊害が目立ち始めているのが実情であります。

そのような状態でありますので、とりあえず、資本金一億円を超える法人の価格変動準備金、海外市場開拓準備金、公害防止準備金、商品取引責任準備金、海外投資等損失準備金、証券取引責任準備金、原子力発電工事償却準備金、株式売買損失準備金、渴水準備金、保険会社等の異常危険準備金、原子力損害賠償責任保険または地震保険係る異常危険準備金、プログラム保証準備金を废止することといたしております。

第七に、技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除についても、大企業が独占的に利用している現状にかんがみ、資本金一億円を超える法人の技術等海外所得の特別控除、試験研究費の税額控除については廃止することといたしております。

第八に、長引く不況とインフレの中で、中小零細企業は深刻な状態に追い込まれております。このような状態の中で、中小零細企業の税負担を少しでも緩和するため、中小零細企業に対する不況期における法人税の延納の特例を設けることといたしております。

第九は、政治団体に対する政治献金についてであります。現在、政治団体に対する寄付金も一般寄付金として損金扱いとされておりますが、大企業の政治献金が社会的問題となつております今日、この種の寄付金の損金算入措置を廃止することといたしております。

以上が税制による所得再配分と社会的不公正の是正を目的とした三法律案の内容であります。何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願いいたします。

○坂口委員長 次に、坂口力君外四名提出、所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。

○坂口力君 〔本号末尾に掲載〕

所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小瀬委員長 次に、坂口力君外四名提出、所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。

以上が税制による所得再配分と社会的不公正の是正を目的とした三法律案の内容であります。何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願いいたします。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

しかしながら、国民が切に要望することは、所

得減税もさることながら、税の不公平を徹底して是正することあります。この点について政府は所得税、法人税、租税特別措置等、いずれを見ても從来の高度成長型税制、すなわち、大企業や金持ちを優遇する税制の是正を微調整にとどめ、不公平税制の温存を図っていると言わざるを得ない 것입니다。

こうした、税制改正の姿勢が社会的不公正の拡大を初め赤字財政からの脱却、国民福祉を優先する経済社会への移行に大きな妨げとなっていることは明らかであります。したがって、不公平税制の是正を目的とする三法案を提案するものであります。所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現行法の下で給与所得者と比べて、きわめて優遇されている資産所得者について課税の適正化を行ふものであります。現在、この制度は法人擬制説に基づき設けられていますが、この結果、配当のみの所得者は標準世帯で四百四十万円が課税最低限となつております。これに比べて給与所得者の場合は三千億円の減税を上積みしても、課税最低限は約二百二十四万円であり、実に二倍近く配当所得者が優遇されるという不公平なものとなつております。したがって、この不公平を是正することとしております。

第二は、資産所得課税として有価証券の譲渡による所得に対する課税の強化であります。現行法では年間取引で売買回数五十回、株数で二十万株を超えない限り課税されておりません。これを年間取引二十五回十万株以上に対し課税するものに改正しております。

第三は、有価証券取引税の一部を改正する法律案についてであります。この有価証券取引税もまた資産所得者を優遇するものであります。このため、有価証券の譲渡によつて巨額の所得が生じても、その税金はわずか千分の三で済んでおります。こうした不労所得に対して課税の強化を図る意味

から、その税率を現行の三倍程度、一般の譲渡の場合には千分の三から千分の九へ、また、証券業者については一万分の十二から一万分の三十六に引き上げることにしております。

次に、法人税の一部を改正する法律案についてであります。

この法律案は、不況を隠れみにして政府が全く手をつけようとしている企業優遇の法人税について、法人の担税能力、社会的責任、国の財政事情など総合的な観点から課税の公正を期するため、各種引当金の縮小をはじめ法人税に超過累進税率を導入することを目的に、その税率の改正、大企業ほど有利となつてゐる受取配当の益金不算入制度の廃止等を行ふものであります。

第一に税率の改正についてであります。

中小企業に対する現行二八%の軽減税率について、資本金一億円以下の法人は、その適用区分を所得七百万円から一千円に引き上げるとともに、七百万円以下に四〇%とし、所得一億円

円以下二八%として中小企業の税負担を軽減するものであります。また、普通法人に対する税率は所得一億円以下は現行の四〇%とし、所得一億円を超えるものについては四二%に改正することに

しております。

第二は、受取配当の益金不算入制度の廃止であります。この制度は法人間の配当について二重課税を防ぐことから設けられています。しかし、その利用状況を見ると、四十九年度におきましても全企業で二千九百一億円のうち、資本金一億円以上

の企業が二千五百八十三億円と約九〇%となつておられます。したがって、結果としては大企業の課税を優遇するものであり、これを廃止することによって積み立てていることなどから考えると、これらの法人は課税逃れに利用していると言わざるを得ません。したがって、この引当率を現行の二分の一から四分の一に縮小することとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、資産所得及び大企業などを優遇して、税の不公平を拡大している租税特別措置を改廃することを目的とするもので、利子配当課税の特例、土地譲渡所得の特例、法人の支払い配当額課税の廃止、資本金一億円以上の法人について、各種準備金制度、税額控除制度の廃止、交際費課税の強化、中小企業の延納の特例などの改正を行ふものであります。

第一に、利子配当課税についてであります。これは大衆の預貯金を守るためにいわゆるマル優制度と言われる少額貯蓄の非課税制度を除き、源泉分離選択課税制度、確定申告不要制度は廃止し、総合課税とすることとしております。

第二に、個人の土地譲渡所得につきましては、土地の高騰による社会的不公平の拡大、インフレ助長などから考えて、短期譲渡所得に対する重課税とされる少額貯蓄の非課税制度を除き、源泉分離選択課税制度、確定申告不要制度は廃止し、総合課税とすることとしております。

第三は、現在政令で定められている貸倒引当金及び退職給与引当金について、資本金一億円以下の中企業を除いてその繰入率を縮小するものであります。

まず、貸倒引当金は、金融保険業については、その貸し倒れ発生状態から見て金融保険業を優遇するものであり、その繰入率を現行の千分の八から千分の五に直ちに引き下げるとしております。また、その他の業種につきましても、この種のものは損金として計上できることなどの理由により、その繰入率を一五%引き下げるとして、法人税の本法に規定することとしております。

また、退職給与引当金は、その期末残高が八十八年度二兆九千二十五億円、四十九年度三兆七千三百二十九億円、五十年度四兆二千四十一億円と急速に伸びを見せ、しかも、その利用状況は資本金一億円以上の法人が八六%も占めていることや、全従業員の半数が一時に退職することを仮定して積み立てていることなどから考えると、これらの法人は課税逃れに利用していると言わざるを得ません。したがって、この引当率を現行の二分の一から四分の一に縮小することとしております。

この制度は法人の自己資本の充実を図るために設けられたにもかかわらず、大企業の負担軽減を図るためにしか役立っていないものであり、これを廃止することにしております。

第五は、交際費課税の特例についてであります。この制度は法人の支払い配当額を四年々の大額な増加から見て、損金算入限度額を四百万円プラス資本金の千分の〇・二五とし、それを超えるものについては全額課税対象とすることにしております。

第六は、中小企業を不況とインフレから守り経営の健全化を図るために、中小零細企業における法人税の延納の特例を設けることとしております。

以上が税制改正による不公平の是正と所得再配分機能の強化を目的とした三法案の内容であります。

何とぞ御審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○山下(元)委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

○山下(元)委員長代理 次に、内閣提出に係る所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置制度は存続するとともに、長期譲渡所得についても、特別控除等を除き譲渡益二千万円を超える部

分については全額総合課税とすることにしており

ます。

第三は、各種準備金、特別控除、税額控除等は利益隠しや陰の補助金と言われ、また、その目的を失っているにもかかわらず温存されているものであります。これらのうち、資本金一億円以上の法人については海外投資損失準備金、価格変動準備金、証券取引責任準備金、株式売買損失準備金、異常危険準備金、プログラム保証準備金、渴水準備金、及び技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除等については、廃止するものとしております。

第四は、法人の支払い配当課税についてであります。この制度は法人の自己資本の充実を図るために設けられたにもかかわらず、大企業の負担軽減を図るためにしか役立っていないものであり、これを廃止することにしております。

法人についてでは海外投資損失準備金、価格変動準備金、証券取引責任準備金、株式売買損失準備金、異常危険準備金、プログラム保証準備金、渴水準備金、及び技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除等については、廃止するものとしております。

両案につきましては、去る二十三日質疑を終了いたしております。

これより両案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の意向を表明するものであります。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国財政は、歳入の約三割を公債金収入により賄うといふことで異常な財政事情に立ち至っております。そのような厳しい財政事情にあって、政府は、歳入歳出両面にわたって工夫を重ね、中小所得者の所得税負担の軽減を図る観点から、初年度三千五百三十億円の減税を行なうこととしたことにつきまして、まず、その努力を大いに讃美し、高く評価するものであります。

次に、その具体的な内容を見ると、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ三万円引き上げており、これにより、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、現行の百八十三万円から二百万五千円に引き上げられることとなつております。これは、先進諸国の課税最低限を上回るきわめて高い水準であり、また、この引き上げ率一〇・一%は、経済見通しによる消費者物価の年度平均上昇率八・四%を上回るものであつて、中小所得者を中心とするいわゆる物価調整の要請にこたえているものであります。

このほか、障害者控除、老年者控除等の特別的人的控除についても、その控除額をそれぞれ三万円引き上げおり、福祉政策の充実の観点から、きわめて適切かつ妥当な措置と考えられます。特に年齢七十歳以上の控除対象配偶者について、一般の配偶者控除に加えて三十五万円の特別の配偶者控除を新たに認めたことは、ややもすれば取り残されたがちな老人に対するきめ細かい配慮に基

づくものであり、まことに時宜を得たものと考えます。

第二に租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の改正案について申し上げます。

租税特別措置につきましては、個々の措置の政

策目的と課税の公平とのバランスを考えた上で常に既得権化、慢性化の排除に努めることは当然であります。そのためにもそのときどきの経済政策等との整合性を図りながら彈力的な改廃を行う必要がります。その意味で今回の改正案は、当面の社会経済情勢の中においてきわめて適切な措置を講じたものであります。

すなわち、利子配当所得に対する源泉徴収税率を一五%に軽減する特例を廃止するとともに、源泉分離課税を選択した場合の税率について三〇%の適用期間がなお三年間残っているにもかかわらず、これを三五%に引き上げることは、まさに適切かつ時宜にかなった課税の適正化であります。

また、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限の到来するを中心として廃止も含め整理合理化を図っております。これは、五十一年度における全面的な見直しに引き続いての整理合理化であること、企業を取り巻く現下の経済情勢が厳しいこと等を考えれば、現時点におけるぎりぎり最大限の努力が払われており評価すべきものであります。

なお、交際費に対する課税につきましても、近年における交際費支出の状況とこれに対する種々の批判を考慮し、五十一年度に引き続きその課税強化を図っておりますことは当を得た措置であります。

以上申し述べました理由により、二法律案に賛成する態度を表明して私の討論を終わります。(拍手)

○山下(元)委員長代理 佐藤觀樹君。

○佐藤(觀)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案に対し賛成、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し反対の立場を明らかにいたします。私は、現在のわが国の財政の状態は、巨額な赤字公債の発行を余儀なくされ、まさに危機的状況にあると言つても過言ではありません。このことは、政府の発表しました五十二年度財政收支の試算においても明らかであります。すなわち、政府の試算は、前提として三%の税負担の上昇と一・八という高度成長期にもなかつた高い税収の弹性を見込んでおり、昭和五十五年度には公債残高五十五兆円にも達するのであります。

〔山下(元)委員長代理退席 委員長着席〕

政府はこうした危機はすべて昭和四十九年に生じた石油ショックに由来すると申しておりますが、同じ状況下にありながら、西ドイツにおいては、わが国のようないわゆる物価高にも見舞われずに済んでいます。

このように見てきますと、今日わが国が置かれている困難な状況は、多分に政府の施策のままで、とりわけ税法上優遇されている大企業、資産家に対する不公平の是正に取り組まず、財政欠陥を拡大させていることに起因すると言わざるを得ません。

しかるに、政府は、今日の状態を反省すること

世論の指摘を受けている利子配当所得の分離課税選択制度が存続され、今回の改正でわざかに税率が五%引き上げられるにすぎません。政府は、その漸進的改正の理由を、国民に資産運用の指針を急に変えて混乱を与えるようにするために申し出ています。しかし、利子所得について見ますと、国民の大部分は所得税法本法の少額預金の利子のあります。また、三五%以上の税率が適用される

課税所得金額は八百万円を超える部分であり、このようないいとくは納税者のわずか一〇%余にすぎないのであります。このように見ますと、政府の言う国民に混乱を与えるとの「国民」は一部の富裕階級を指すのにすぎないのであります。そのような実態を国民の名をもつて覆い隠しているのであります。このような利子所得の分離課税は、インフレと不況により富の偏差がはなはだしくなってきており、現在、貧富の格差を一層増大するものであります。このような傾向は配当所得の分離課税についても同様であります。政府は、特質である税率の超過累進構造を損なうとして指摘するのであります。実はそれを大々的に破壊しているのは政府そのものであります。

次に、不公平の第二として指摘したいのは、著しい企業偏重の優遇措置であります。特別償却、各種準備金など、日本の租税特別措置法の中には世界じゅうの各國で行われている企業優遇税制がすべて含まれていると言われるほどであります。改正したというものの、相変わらず金融保険業の貸倒引当金は実損と全くかけ離れた繰入率が維持されていますし、価格変動準備金の積立率もこのインフレ下にあっても必要なほどの非常に高い積立率が認められています。そしてこれらの準備金、引当金の膨大な累計が法人税を逃れていくのであります。果たしてこのような優遇を政府は中止する所要の改正を行つておりますことは、いずれも妥当な措置であります。

このようないいとくは不公平の第一は、不公平税制の

是正が一向に進展を見ていないことによるものであります。

税制において公平は最大の命題であります。

早くから課税負担の公平を掲げたものとして

いるでありますようか。否と言わざるを得ないの

が実情であります。

政府は、租税特別措置が採用される場合というものは、たとえ課税の公平が損なわれても、その政策説導が税制により達成されることにより、重要な意義を見出せる場合としておりますが、果たしてそのような審査が厳密に行われて導入されているのかをわめて疑問であります。政府の答弁でも明らかに、大多数の政策税制の効果測定は不可能であります。効果の測定しようのないものを導入するのは非常に容易であります。一応それを導入するには非常に容易であります。一度それらの理由があり、関係官庁なりがキャンペーんをすれば名目が成り立つのであります。そして一度導入されれば、効果が測定されないまま長い間存続することになります。このような形で来たからこそ、高度成長時代に多く設けられた制度が低成長時代に入った今日もなお存続せしめられておられるのであります。そして、一度手に入れ特典は既得権化し、その縮減整理は遅々として進まることになります。このことは、政府が全般的に特別措置を見直しているとは言ひながら、ここ数年特別措置による減収額が四千億から五千億の間を往来していることにもよくあらわれております。

このような状況から、企業関係の特別措置については一度全部廃止して見直すといった方法も必要かと思われますが、政府はこれに対して非常に消極的であります。

最後に、交際費課税について述べたいと思いま

交際費課税については今回の改正案で資本金割合と損金不算入割合について強化されたのであります。国を挙げて財政困難の解消のためそれなりの犠牲が強いられようとしているときに当たり、社会的冗費と目される交際費が二兆円余と増大の一途をたどるのは好ましくからざる現象と申さねばなりません。ことに、支出者側の経費として課税の対象外に置かれたものによって利益を享受する者が課税を免れていることを考え、また、下請企業のリバートが交際費にカムフラージュされ

てていることを考えれば、この分野にも公平を乱すことになります。

要因があると言わざるを得ません。交際費課税のより一層の強化が図られるべきであると考えます。

以上指摘した点につきましては早急に改善が望まれるのであります。政府が示しますように昭和五十五年度において赤字国債をなくすためには大増税が五十三年度から必要であるとするならば、少なくもまず不公平税制の是正をより積極的に行うべきであります。負担の増加のみが早々と

ちらつかされているのに税制の公平の保証が確実になされないので、国民は納得しがたいの

あります。わが党がただいま提案の理由を説明いたしました法人税法、租税特別措置法、有価証券取引税法の各一部改正案の方がよりこの方向をはつきりさせております。

以上の観點から、今回の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案については反対するものであります。

なお、租税特別措置法による減免税措置それ自体が税制の公平に反するものであることは言うまでもありませんが、不公平税制の是正の観点から見た場合、現行の所得税制に多くの問題があります。

以上の観點から、今回の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案については反対するものであります。

以上申し述べるものであります。

○坂口委員長 坂口力君。
○坂口委員 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案に賛成し、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に反対の意を表明し、以下にその理由を申し述べるものであります。

まず、所得税の改正についてですが、最初に政府から提出されました所得減税は、国民生活の現状を軽視した三千五百三十億円という減税額にとどまったのであります。

三年有余にわたる不況から立ち直るために、

国民生活を守るために、思い切った減税の必要

なことは、すでに何度もわれわれの指摘したこと

あります。しかし、五野党が共同して要求いたしま

したいわゆる一兆円減税についての折衝の結果、

昭和五十一年度の納税者に対し税額控除による戻し税で三千億円の減税上積みが決定したことは周知のとおりであります。

その額もさることながら、税制のどこをどう改

正して得た減税かということがわれわれにはより重要であります。それが決して決定されたことに不満は大きく残りますものの、政府が異例の予算修正に応じ、今後の不公平税制の改正に合意が成立したことは一步前進であり、将来への展望を考えると、一応の評価をするものであります。

われわれがかねてから主張していますように、

税額控除方式により、夫婦子供二人の標準世帯の課税最低限を二百九十万円引き上げることや、

が、五十年度には二兆三百八億円と約二倍になっ

向きの評価をするものであります。同時に、今回

の措置が今後の不公平税制の是正のための一つの布石となるものであり、このよろづや基本的な立場方式による追加減税法と政府提出の所得税法の一部を改正する案をワンセットと考え、本年は賛成するものであることを申し添えて、私の討論を終ります。(拍手)

○小渕委員長 坂口力君。

○坂口委員 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案に賛成し、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に反対の意を表明し、以下にその理由を申し述べるものであります。

まず、所得税の改正についてですが、最初に政府から提出されました所得減税は、国民生活の現状を軽視した三千五百三十億円という減税額にとどまったのであります。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

国民が税制改正について強く要望していることは、一日も早く不公平税制を改正し、困難する財源を確保することであります。

しかも、この租税特別措置法は大衆の預貯金を守る少額貯蓄の非課税制度や中小企業の特例など

一部を除き、そのほとんどすべてが設立目的を失い、大企業等を優遇する税制と化しております。

しかし、提案されています改正案は、一部われわれの主張を取り入れたところはありますが、あまりまで微調整であり、抜本的な改正にはほど遠いものであります。

第三は、利子配当課税の特例に対する是正がさ

わめて不十分な点であります。

利子配当所得に対する課税の特例については必ず、五年間延長された経緯や、税制調査会でも総合課税が望ましいとしていることなどから、その廃止が緊要であったのであります。しかし政府が

5%程度の税率引き上げにとどめたことはまことに遺憾とするところであります。

第二は、大企業優遇税制の是正が昨年度よりもさらに大幅に後退していくことであります。

税収額を平年度ベースで比較いたしますと、五

十一年度は九百六十億円、五十二年度は三百五十五年度は全企業で一兆七百一億円であったもの

企業に対する軽減額がこの租税特別措置によつて一千億円を超えることから考えるならば、その実態は持てる者を助け、持たざる者に厳しい国民生活無視の姿勢と言わざるを得ません。

第三は、交際費課税の強化についてであります。企業の交際費は年々増加の一途をたどり、四十

五年度は全企業で一兆七百一億円であったもの

の大きい税額控除、すなわち戻し税方式が採用さ

れることは減税方式として一つの前進であり、前

こうした交際費の増加は企業の収税能力を証明するともに、真に企業経営に必要な経費という範囲を逸脱していると言わなければなりません。したがって、一定の非課税限度額を超えるものは全額課税対象とすべきであります。その場合、収額が一千億円にも及ぶことから考えますと、一日も早く抜本的な改正の必要なことを改めて主張せざるを得ません。

このほか、指摘しなければならない点はまだ多くあります。これらの点を盛り込んだわが党独自の租税特別措置法の一部を改正する法律案を本院に提出しましたことを申し添えておきます。

したがって、政府は租税特別措置法及び国税納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を撤回の上、われわれの要求を入れ再提出されることを要求するものであります。

以上をもちまして、私の討論を終わります。(拍手)

○小渕委員長 高橋高望君。

○高橋委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま提案されております所得税法の一部を改正する法律案に賛成し、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論をいたしたいと思います。

民主主義発展の一歩として、複雑多岐にわたって起る国民の声、要求をどのように整理し、またその先行順位、内容、程度等を考慮するかは、確かにむずかしい問題であることは私たちも十分に知るところであります。しかも、国際間に発生した経済環境に取り組むには、従来の姿勢によるばかりではいかんともしがたいものでもあります。

このところのすべての国際問題は、わが国にとって、経済的な立場よりは支出を促されるものであり、少なくともかつてのよう思慮を受ける交渉はほとんどないと言つても過言でないと思われます。そして、この支出増を支える税に対しても、わが国は、過去の積み重ねがそうさせたのではありませんが、税は取られるものであつても支払うも

のであるとの立場はまだ十分に確立しておらず、いわゆるタックスペイヤーとしての心構えはできておりません。この抜きがたい税金くらいを前提の一つとして配慮する必要は十分にあります。いまここで過去を振り返るのみに多くの時を割くべきではありません。過去は現在から将来へと指針を立てるに必要な一つの資料にとどめます。

さらに考へねばならぬ状況があります。それは十分御承知の与野党勢力接近下の国会運営のことです。昨年末、賢明な国民は、国政運営を与野党接近のもとで行うべしとの決断をなさいました。その意を受けて初めて今回の国会であります。

野党接近のもとで行うべきではないました。しかし、こうしたが、責任を踏まえて行動する野党に比し、与野党接近のもとで行うべきではありません。過去は現在から将来へと党並びに政府はどれほどの準備、心構えがあつたでしようか。そこに見られるのは、口でこそ新しい局面を唱えながらも、その中身は從来と同じく行政主導型の域を脱し得ずに、過去をなぞつて与党としての責任ある行動、特に基本姿勢をとり得なかつたと断ぜざるを得ません。したがって、国民が望む選んだ人によって行う政治ではなくして、勇気と知性を持つた政治は今回も行われなかつたのです。

私は、税制にあつても手探りの税制しかなかつたと申し上げたい。国民党はそうした手探りの税制の持つもどかしさにいら立ちを訴えているのであります。一見慎重に見え、思慮あるやと思えるこの手探りの税制は、その実、国民党に焦躁と不安感を増大させ、そのまま政治そのものに不信感を持たせて、議会主義そのものにまで不信感を持たせて、議会主義そのものにまで不信感を持たせてしまつのでござります。

今回の租税特別措置法の一部改正に当たつては、過去の手探り税制の弊害が露出し、政府としては、その改廃に当たつて仕事をしたとの感触を持たれておりましょが、それはあくまで小手足とし添えて、私の討論を終わります。(拍手)

○小渕委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案について反対の討論をいたします。まず所得税法の改正に関する法律案は、基礎控除を初め個人的控除を各三万円引き上げることを主たる内容とするもので、その意味では一定の改良であります。しかし所得税減税が見送られた本年六度と通算しますと、その減税規模は両年度の物価

が上昇するといいます。銀行は、貸し出し先が企業であれ、個人であれ、必ず担保なり個人保証なりを要求し、その担保も、たとえば土地を担保の場合には、市価に比しせいぜい半分の評価しかせずに、十分過ぎる担保を取り、どう転んでも損のないような状況をつくり上げております。この企業にどうして貸倒引当金の配慮が必要でしようか。もし銀行に引当金の必要ありとすれば、不正貸し出しが、行員の不祥事に対する備えのせいこの点でございましょう。しかし、こうした社員、行員の不祥事による損害引当金など許されているところがほかにあります。さらにはすでに多くの国民がこのことを知るところでもあります。税に対する不公平感の芽は、かくして生まれてくるのであります。

私は、この討論に当たつて要望を重ねていたいと思います。当大蔵委員会の権威を維持、高めるために、より率直な討論を願い、そのためには政府・与党が從来のかたくなからを破つてこの席に臨んでほしいし、今回はその姿勢に不十分なところを改めて申し上げるところがあります。

私は、この討論に当たつて要望を重ねていたいと思います。当大蔵委員会の権威を維持、高めるために、より率直な討論を願い、そのためには政府・与党が從来のかたくなからを破つてこの席に臨んでほしいし、今回はその姿勢に不十分なところを改めて申し上げるところがあります。

最後に一言、協調とはその名のとおり、コオペレーションであり、一緒に作業するものであること、同調だけを求めるだけのものでないことを申し添えて、私の討論を終わります。(拍手)

わが党は課税最低限を二百八十万円に引き上げることを主張しておりますが、今回の上積み減税は国民要求を反映したものであり、政府案が実質的に修正されたものとして賛成する次第であります。次に、租税特別措置法改正に関する法律案について反対の理由を申し述べます。

第一に、それは不公平税制の象徴並びに根幹であります。各種特別措置は言うまでもなくそれぞれの政策目的に応じて設けられたものであり、中小企業、一般国民も利用しておりますが、しかし全体として大企業、高額所得者の利用額が多く、その結果として実質税負担率が大企業、高額所得者の方が、小規模、低額所得者より軽いという正常な状態が戦後一貫して続いてまいりました。このことは昭和二十七年ないし三十三年、同三十一年、同四十七年ないし四十九年に開催する大蔵省

上昇に及ぼす実質増税となるもので、物価高と不況に苦しむ国民生活をさらに圧迫するものであり、支持することはできません。

政府は、わが国の課税最低限がすでに国際的にいまここで過去を振り返るのみに多くの時を割くべきではありません。過去は現在から将来へと指針を立てるに必要な一つの資料にとどめます。

さらに考へねばならぬ状況があります。それは十分御承知の与野党勢力接近下の国会運営のことです。

野党接近のもとで行うべきではないました。しかし、こうしたが、責任を踏まえて行動する野党に比し、与野党接近のもとで行うべきではありません。過去は現在から将来へと党並びに政府はどれほどの準備、心構えがあつたでしようか。そこに見られるのは、口でこそ新しい局面を唱えながらも、その中身は從来と同じく行政主導型の域を脱し得ずに、過去をなぞつて与党としての責任ある行動、特に基本姿勢をとり得なかつたと断ぜざるを得ません。したがって、国民が望む選んだ人によって行う政治ではなくして、勇気と知性を持つた政治は今回も行われなかつたのです。

私は、この討論に当たつて要望を重ねていたいと思います。当大蔵委員会の権威を維持、高めるために、より率直な討論を願い、そのためには政府・与党が從来のかたくなからを破つてこの席に臨んでほしいし、今回はその姿勢に不十分なところを改めて申し上げるところがあります。

私は、この討論に当たつて要望を重ねていたいと思います。当大蔵委員会の権威を維持、高めるために、より率直な討論を願い、そのためには政府・与党が從来のかたくなからを破つてこの席に臨んでほしいし、今回はその姿勢に不十分なところを改めて申し上げるところがあります。

わが党は課税最低限を二百八十万円に引き上げることを主張しておりますが、今回の上積み減税は国民要求を反映したものであり、政府案が実質的に修正されたものとして賛成する次第であります。

次に、租税特別措置法改正に関する法律案について反対の理由を申し述べます。

第一に、それは不公平税制の象徴並びに根幹であります。各種特別措置は言うまでもなくそれぞれの政策目的に応じて設けられたものであり、中小企業、一般国民も利用しておりますが、しかし

資料、税制調査会資料でも明らかにされておりま
す。租税特別措置法は大企業、高額所得者に全体
として租税特別措置法の利益とも言うべき巨額
の利益を与えており、不公正税制の温床、象徴と
も言うべきもので、その大綱を維持していける政府
案には反対であります。

第二に、租税特別措置法は経済的危機の根源を
なすものであります。たとえば、各種特別償却は
整理合理化されたと言ひながらなお数多く、これ
が普通償却の大額拡張の上にさらに上積みされて
いることは、長期的に見て日本経済と国民生活に
重大な悪影響を与えたことは明らかであります。

一つは、資源多消費を促進し、政府みずから資源
小国と称しながらエネルギー危機を一層激しくし
てまいりました。二つには、それは設備投資を人
為的に促進し、今日の不況現象として指摘される
需給ギャップをつくり出し、わが国の市場問題を
深刻化させたのであります。三つには、原価計算
上コストアップをもたらし、物価高、独占価格高
騰を進めてまいりました。そして四つには、財政
危機の重要な一因をつくり出したのであります。

わが党は、不公正税制の是正とともに、資源を
尊重し、物価を抑え、市場問題を解決するために、
これら高成長を支えた特権的減免税の廃止、縮減
を主張してまいりました。先ほど特別償却を例に
とりましたが、このことは他の多くの特別措置に
ついても同様であります。利子配当の優遇税制や
貸倒引当金、価格変動準備金など各種引当金、準
備金を初め、法人の受取配当の益金不算入、支払
い配当軽課措置など、いわゆる特権的減免税と言
われる各措置は、すべてその主要な側面がさきに述
べたような日本経済の危機を激しくし、高度成長
型経済政策に沿って設けられたものであり、その
存続は容認しがたいところであります。よって政
府案に反対の態度を表明して、討論を終わります。

○小瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。
個々の事項の趣旨につきましては、法案の審査
の中でも明らかにされておりますし、また案文で尽
きておりますので、その朗読により趣旨説明にか
ります。

○小瀬委員長 これより採決に入ります。
まず、所得税法の一部を改正する法律案につい
て採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小瀬委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金
に関する法律の一部を改正する法律案について採
決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小瀬委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決いたしました。

えさせていただきます。

「所得税法の一部を改正する法律案」並びに
「租税特別措置法及び国税収納金整理資金
に関する法律の一部を改正する法律案」に
に対する附帯決議（案）

政府は、今後においても、引き続き所得・
物価水準の推移等に即応し中小所得者を中心
とする所得税負担の軽減合理化（配偶者控除
の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ等を含
む）に努力するとともに、税負担の公平化を
推進すべきである。

通勤手当の非課税限度額については、通勤
の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべき
である。

深夜労働に伴う割増賃金及び寒冷地手当に
ついては、一定定額の非課税限度額を設けることの
是非について検討すべきである。

法人の受取配当益金不算入制度及び支払配
当軽課制度等法人課税の基本的あり方や利子
配当課税の給合課税の方向について今後さら
に検討を進めるべきである。

社会保険診療報酬課税の特例については、
その合理化について早期に実現を図るべきで
ある。

交際費の支出が社会に与える影響にかえり
み、課税の強化措置につき、さらに検討すべ
きである。

政府は、変動する納稅環境の下において、
複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要す
る職務に従事している国税職員について、職
員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政
確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後とも
その処遇の改善等に一層配慮すべきである。

住宅取得控除については、住宅政策との関
連において制度の合理化を検討すべきであ
ります。

一 医療費控除、難病控除については、実情に
即し適切な配慮を計るべきである。

何とぞ御賛同を賜りますようお願ひいたしま
す。（拍手）

○小瀬委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

お詫びいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議あり
ませんか。

○小瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○小瀬委員長 御異議に対し、政府より発言を求められて
おりますので、これを許します。坊太蔵大臣。

○坊太蔵大臣 ただいま御決議のありました事項
につきましては、政府といたしましても御趣旨に
おどりますので、これを許します。

○小瀬委員長 ただいま御決議のありました事項
につきましては、政府といたしましても御趣旨に
おどりますので、これを許します。

○小瀬委員長 ただいま御決議のありました事項
につきましては、政府といたしましても御趣旨に
おどりますので、これを許します。

○小瀬委員長 ただいま御決議のありました事項
につきましては、政府といたしましても御趣旨に
おどりますので、これを許します。

○小瀬委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小瀬委員長 次に、貴金属特別会計法を廃止す
る法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を
求めます。坊太蔵大臣。

貴金属特別会計法を廃止する法律案

○坊國務大臣　ただいま議題となりました貴金属特別会計法を廃止する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

貴金属特別会計は、政府の行う貴金属の買い入れ、売り払いまたは管理に関する経理を明確にするため、昭和二十四年に設置されたものであります。

貴金属特別会計におきましては、從来、海外からの金の一元的輸入及びその民間への売り払い等を行つて来たところであります。昭和四十八年四月の金の輸入自由化以降、民間による金の輸入が順調に行われてきている状況等にかんがみ、同会計を廃止しようとしております。

貴金属特別会計の廃止に伴いまして、その保有する金地金の処分を予定いたしておりますが、そのうち大蔵大臣の指定するものにつきましては、政令で定めるところにより算出した価格で日本銀行に売り払うことができるところに、その廃止の際同会計に属する権利義務は、一般会計に帰属させる等の措置を講じようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

○小瀬委員長　これにて提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は後日譲ります。

次回は、来る二十九日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

(村山喜一君外九名提出)

有価証券取引税法の一部を改正する法律
第十条中「万分の十二」を「万分の三十六」に、「万分の三十一」を「万分の九十」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、この法律の施行の日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

理 由

有価証券の譲渡に伴う課税の強化を図るため、株式、株式投資信託の受益証券等に係る有価証券取引税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案 (村山喜一君外九名提出)

法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等(第二十三条・第二十四条)」を「削除」に改める。

第二条第十八条イ(2)中「第二十三条(受取配当等の益金不算入)」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十七条第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付

金の額(前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ。)の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額(以下この条において「損金算入限度額」という。)を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(次号に掲げるものを除く。)次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時ににおける資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないものの当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条(定義)に規定する社会福祉法人 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額の百分の五十に相当する金額(当該金額が年二百円に満たない場合には、年二百万円))

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定める

ところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

四 私立学校職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

五 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

六 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信

合連合会

三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行なうものが各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利息として収益事業から長期給付の事業に繰り入れをした場合において、その繰り入れた金額(その金額が政令で定める金額を超える場合は、当該政令で定める金額)が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

四 私立学校職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

五 地方公務員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

六 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

七 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

八 地方公務員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

九 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

十一 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十二 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

十三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十四 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

十五 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十六 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十七 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十八 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

十九 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

二十 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

二十一 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）千分の十六（当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人については、千分の二十）

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む。）千分の十二（中小法人については、千分の十五）

三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十
（中小法人については、千分の十二）

第五十五条第一項中「金額については」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見積額の百分の二十五（中小法人にあつては、百分の五十）に相当する金額から当該事業年度終了の時における前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給与引当金勘定の金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団

等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 年一億円以下の金額 百分の三十七

二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第六十七条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十九条第一項中「内国法人の青色申告書」を「内国法人（当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社を除く。以下この条において同じ。）の青色申告書」に改める。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十九条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一

第一百二条第一項第三号中「あるときは、」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十二）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。
内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。
一 五億円以下の金額 百分の三十七
二 五億円を超える金額 百分の四十一
三百四十三条第一項を次のように改める。
外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十二条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。
一 年一億円以下の金額 百分の三十七
二 年一億円を超えて年十億円以下の金額 百分の四十二
三 年十億円を超える金額 百分の四十七
第一百四十三条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは、「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、「第二項中」に、「七百万円」を「千万円」に改める。
別表第二第一号の表の学校法人の項中「〔昭和二十四年法律第二百七十号〕」を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中「〔昭和二十六年法律第四十五号〕」を削る。
附 則
1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律

理

の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第八十一条（新法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

理由

法人税の負担の適正化を図るため、法人の受取配当等の益金不算入制度を廃止し、法人税に累進税率を導入し、寄付金に対する課税を強化し、資本金額等が一億円を超える法人については、貸倒引当金及び退職給与引当金の繰入限度額を引き下げるとともに欠損金の繰戻しによる還付を行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(村)

山喜一君外九名提出
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)一部を次のように改正する。

日次中「第八条の二」、「第九条の二」を「第九条に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十三」とし、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二条・第四十二条の二）」を「削除」

に、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に、

「第六十八条」を「第六十八条の三」に改める。

第三条から第三条の三までを次のように改め
る。

第三条 削除

第八条の二から第九条までを削り、第九条の二
を第九条とする。

第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十
三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超え
る部分の金額については、百分の三十四・一」を
「千万円を超える一億円以下の部分の金額について
は百分の三十七、一億円を超える一億円以下の部分
の金額については百分の四十二、十億円を超える
部分の金額については百分の四十七」に改め、同
条第三項第一号ロ中「百分の七十二」を「百分的
六十七」に、「七百万円を超える部分の金額につい
ては、百分の六十」を「千万円を超える一億円以下
の部分の金額については百分の五十七、一億円を
超える十億円以下の部分の金額については百分の五
十一、十億円を超える部分の金額については百分
の四十五」に改め、同条第五項第二号中「七百万
円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達す
るまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以
下の部分の金額については百分の三十七、一億円
を超える十億円以下の部分の金額については百分的
四十二、十億円を超える部分の金額については百分
の四十七」に改め、同条第六項を削り、同条第
七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項
とする。

第二十六条及び第二十七条を次のように改め
る。

第二十六条及び第二十七条 削除

第三十一条第一項第二号ロ中「二分の一」とあ
るのを「四分の三」を「合計額の二分の一」に相
当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十二年
分の所得税については、合計額の四分の三に相当
する金額)」に改める。

第四十一条の十二を削り、第四十一条の十三を
第四十一条の十二とし、第四十一条の十四を第四
条とする。

十二条の十三とする。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四十二条の二とする。

第四十二条の三第一項中「以下この章において
同じ。」の下に「で、当該事業年度終了の時にお
ける資本の金額又は出資金額が一億円以下のも
の」を加え、同条第六項中「第四十二条の三」を
「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を
第四十二条の二とする。

第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法
人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本
の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)
」を加える。

第五十四条第一項中「十億円」を「一億円」に、
「昭和五十二年」を「昭和五十四年」に改める。
第五十五条第一項中「内国法人」の下に「(当
該事業年度終了の時において資本の金額又は出資
金額が一億円を超えるもの又は)」を加え、同条第
二項中「内国法人」の下に「(当該事業年度終了の
時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超
えるものを除く。)」を加える。

第五十六条の五第一項、第五十六条の八第一項、
第五十六条の十一第一項、第五十六条の十一第一項、
第五十七条第一項及び第二項、第五十七条の二第一
項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一
項並びに第五十八条第一項及び第六項中「青色
申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終
了の時において資本の金額又は出資金額が一億円
を超えるものを除く。)」を加える。

(政治献金の損金不算入)
第六十八条の三 法人が各事業年度において政治
資金規正法第三条第一項に規定する政治団体、
同条第一項に規定する政党若しくは同法第五条
第一項に掲げる団体又は同法第三条第一項第二
号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第
四項に規定する政治活動に関する寄附をした場
合における当該寄附に係る支出金については、
法人税法第三十七条第二項の規定は適用せず、
当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金
額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第四
十二条第一項及び」を削り、「第六十七条の二」を
「第六十七条」に改め、同条第六項第二号中「第
四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第六十七条を削り、第六十七条の二第四項中「第
六十七条の二」を「第六十七条」に改め、同条を
第六十七条とし、第六十七条の三を第六十七条の
二とし、第六十七条の四を第六十七条の三とする。
第三章第八節中第六十八条を第六十八条の二と
し、同条の前に次の二条を加える。

(中小法人に対する不況期における法人税の延
納の特例)

第六十八条 昭和五十二年四月一日から昭和五
三年三月三十日までの期間内にその法定納期
限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期
期限をいう。)到来する法人税で中小法人に係
るものに対する法人税法第七十八条の規定の適
用については、同条第一項中「三月間」とある
のは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあ
るのは「十月」と、同条第五項中「三月間」と
あるいは「八月間」とする。

前項に規定する中小法人とは、内国法人(清
算中のものを除く。)のうち、同項に規定する法
人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日
において中小企業基本法(昭和三十八年法律第
百五十四号)第二条各号の一に該当する者をい
う。

第三章第八節中第六十八条の二の次に次の二条
を加える。

(利子所得に関する経過措置)
第三条 昭和五十二年三月三十日までに支払を
受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧
法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるも
のを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税に
ついて適用し、昭和五十二年分以前の所得税に
ついては、なお従前の例による。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」
といふ。)第二章の規定は、別段の定めがあるも
のを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税に
ついて適用し、昭和五十二年分以前の所得税に
ついては、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)
第三条 昭和五十二年三月三十日までに支払を
受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧
法」という。)第三条第一項、第三条の二第一項
又は第三条の三第一項に規定する利子所得につ
いては、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)
第四条 昭和五十二年三月三十日までに支払を
受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三
第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、
第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所
得については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例等に関する
経過措置)
第五条 旧法第二十五条の二第六項及び第二十六
条の規定は、同条第一項に規定する個人の昭和
五十二年分以前の事業所得の金額の計算につ
いては、

附 则
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から
施行する。ただし、第二十六条、第二十七条及び第六
十七条から第六十七条の四までの改正規定並び
に第六十三条第一項の改正規定中第六十七条の
二に係る部分並びに附則第五条及び附則第十一
条の規定、附則第十三条の規定中地方税法(昭
和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十三
条の二第四項から第六項までの改正に係る部分
並びに附則第十四条第二項の規定は、昭和五
十年四月一日から施行する。

(施行期日)

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第四
十二条第一項及び」を削り、「第六十七条の二」を
「第六十七条」に改め、同条第六項第二号中「第
四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第一項

ては、なおその効力を有する。

2 旧法第二十七条の規定は、旧法第二十六条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき昭和五十三年三月三十日以前に支払を受けるべき金額については、なおその効力を有する。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第六条 昭和五十二年三月三十日までに発行された旧法第四十一条の十二第二項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業解散による清算所得に対する法人税及び施行日以後の解雇年度の所得に対する法人税及び施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第八条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十二年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十二年四月一日後に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」とあるのは「その超える金額」とあるのは「その超える金額(昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度については、当該金額に六を乗じてこれを当該事

業年度の月数(曆に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)で除して計算した金額」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第九条 法人(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下この条において同じ。)が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する同条第五項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四条第一項の海外市場開拓準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、

三項に規定する株式売買損失準備金の金額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

5 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるとところによりその積み立てた金額」として、

二項から第六項まで及び第八項の規定の例によることによる。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金

を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する公害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

7 法人が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十六条の十一第一項に規定するブローグラム保証準備金の金額への算入については、同条第二項の規定の例による。

8 旧法第五十六条の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

9 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

10 旧法第五十七条の二第一項の渦水準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する渦水準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項、第四項及び第八項の規定の例による。

11 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるとところによりその積み立てた金額」として、

二項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

12 旧法第五十七条の五第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十一条 当該事業年度終了の日において資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人が施行日前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

13 (社会保険診療報酬の適正化のための措置)

第十二条 政府は、租税特別措置法第二十六条及び第六十七条の規定が設けられた経緯にかんがみ健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養に要する費用の額については、

その適正化を図るため、昭和五十三年三月三十日までに、抜本的な改定の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法の一部を次のように改正す

る。

第十四条 第二十三条第一項第四号中「及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一

条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「租税特別措置法第四十二条の十二第二

四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十二

六号)第四十二条の二」に改める。

六、旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金

第三十七條の三第四項ただし書中「租税特別

措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三百四十四条の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

附則第四条第一項ただし書中「二分の二」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の地方税法第37条の三四項ただし書、第三百四十四条の八第四項ただし書、附則第四条、附則第三十三条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の六十七」と、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十一」を「一千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の四十七」に改め
同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十七」と、「七百万円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第三項第二号中「七百万円」を「一千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの

金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、「一億円を超える一億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第三十四条第一項第二号ロ中「二分の二」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

第十四条 前条の規定による改正後の地方税法第37条の三四項ただし書、第三百四十四条の八第四項ただし書、附則第三十三条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
正する法律
(所得税法の一部改正)
第九条第一項第十一号イを次のように改め
る。

イ 繼続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの(その年中における株式又は出資の売買(政令で定める売買を除く。)の回数が二十五回以上で、かつ、その売買をした株数又は口数(額面金額又は出資一口の金額が五十円として表示されていないものについては、これを五十円として計算した場合の株数又は口数)の合計が十万円以上である場合に係る当該有価証券の譲渡による所得は、これに該当するものとする。)

(有価証券取引税法の一部改正)

第二条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の十二」を「万分の三十六」に、「万分の一」を「万分の三」に、「万分の三十」を「万分の九十」に、「万分の三」を「万分の九」に改める。

附 則
(施行期日)

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第七項を次のように改める。

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法に関する経過措置

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべき改正前の所得税法第九十条から第九十二条まで(税率及び配当控除)を削り、同条第三項中「第八十九条第一項第一号中「及び第九十二条まで(税率及び配当控除)」を削る。

人に対し法人税の延納について特例を設け、政党その他政治団体に対する寄附金の損金算入を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第三項まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改める。

第一百一条中、「第九十八条第一項第一号(合算対象世帯員がある場合の税額の計算並びにこれらの規定による合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項(計算)の規定」に改める。

第一百二十条第一項各号列記以外の部分中「これまで控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を計算」を「並びに同項並びに第九十八条第一項及び第二項(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)の規定」に改める。

第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえるときは「を超える場合には」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第二条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の十二」を「万分の三十六」に、「万分の一」を「万分の三」に、「万分の三十」を「万分の九十」に、「万分の三」を「万分の九」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法第九条第一項第十一号イの規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税について適用し、昭和五十一年分以後の所得税について適用する。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべき改正前の所得税法第九十条から第九十二条まで(税率及び配当控除)を削る。

に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額を超える場合に、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第四十二条第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」とし、同条の前に次の二条を加える。

（中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例）

第三章第八節中第六十八条を第六十八条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

（中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例）

第六十八条 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの期間内にその法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。）到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「十月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内国法人（清算中のものを除く。）のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了日の日において有するものに当該法人税に係る事業年度終了日の日において有するものは「八月間」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和五十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十二年三月三十日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条 昭和五十二年三月三十日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものは除外する。法人（法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業

年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）

第七条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十二年九月三十日以後に終了す

るものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度」とあるのは「昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額（昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度については、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従つて計算した月数とし、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）で除して計算した金額）」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第八条 法人（当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下この条において同じ。）が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額又は出資金額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額への算入についても同様である。

3 旧法第五十五条第一項に規定する人格等損失準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額への算入についても同様である。

4 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額への算入についても同様である。

5 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額への算入についても同様である。

6 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金の金額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

7 旧法第五十七条の二第一項の済水準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項、第四項及び第八項の規定の例による。

8 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めることによりその積み立てた金額」として、同条第二項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九条 当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人が施行日以前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

（地方税法の一一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「租税特別措置法第四十一条の十一第

5 旧法第五十六条の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てていて、法人が施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、同項第一項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金への算入については、同条第二項から第六項まで及び第七項の規定の例による。

四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法第四十二条の三」を「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の二」に改める。

第三十七条の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徵収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十二条の十二第二項の規定によつて徵収される所得税額並びに」を削る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項において読み替えて適用する場合」及び「租税特別措置法第四十二条の十二第二項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

三百十四条の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徵収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十二条の十二第二項の規定によつて徵収される所得税額並びに」を削る。

附則第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「七百万円を超える部分の金額については百分の四十二」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十一」を「七百万円を超える部分の金額について

は百分の二十八、千万円を超える億円以下の部分の金額については百分の五十三、一億円を超える部分の金額については百分の五十一」に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が千万円以下の部分の金額については百分の二十八、一億円以下の部分の金額については百分の四十、一億円を超える部分の金額については百分の四十一」に改める。

三分の二十五」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が千万円以下の部分の金額については百分の二十八、一億円を超える部分の金額については百分の四十、一億円を超える部分の金額については百分の四十一」に改める。

附則第三十四条第一項第二号ロ中「一分の二」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十二年分の所得税）については、合計額の四分の三に相当する金額」に改める。

「地方税法の一部改正に伴う経過措置」

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第八条の三第四項ただし書、第三百二十四条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村税については、なお従前の例による。

八第四項ただし書、附則第四条、附則第三十三条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村税については、なお従前の例による。

五百四十九条第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「七百万円を超える部分の金額については百分の四十二」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十一」を「七

貴金属特別会計法を廃止する法律
貴金属特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）は、廃止する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（貴金属特別会計に属する金地金の売払い）
2 政府は、貴金属特別会計法の廃止の日の前日までの間ににおいて、貴金属特別会計に属する金地金のうち大蔵大臣の指定するものを、政令で定めるところにより算出した価格で日本銀行に売り払うことができる。

（貴金属特別会計法の廃止に伴う経過措置）
3 貴金属特別会計の昭和五十二年四月一日に始まる会計年度は、貴金属特別会計法の廃止の日前に終わるものとする。

4 貴金属特別会計の昭和五十二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関することは、なお従前の例による。

（貴金属特別会計に属する権利義務の帰属）
5 貴金属特別会計法の廃止の際貴金属特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

6 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

（大蔵省設置法の一部改正）
7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第七号を削り、第六号の二を第七号とする。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）
8 接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十年法律第一百三十五号）の一部を次のように改正する。

